

あさひが丘まち起こしボランティア人財バンク登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あさひが丘連合自治会の定める規約に基づき、あさひが丘団地のまち起こしへの住民参加を促進するため、まち起こしボランティア人財登録（以下「まち起こしボランティア人財バンク」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 まち起こしボランティア人財バンクに登録することができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- 1 自らの知識、経験、技能等をあさひが丘の地域課題の解決や団地の活性化のために無償で提供する意思があること。
- 2 政治活動、宗教活動、営利活動を目的としないこと。
- 3 18歳未満の場合は、保護者の同意があること。

(事故の保障)

第3条 活動中の事故については広島市市民活動保険を適用する。

(登録方法)

第4条 まち起こしボランティア人財バンクに登録されることを希望する者は、あさひが丘まち起こしボランティア人財バンク登録申込書をあさひが丘連合自治会長に提出するものとする。

- 2 連合自治会長は、前項の登録申込を受けたときは、その内容を確認し、登録するものとする。

(登録期間)

第5条 まち起こしボランティア人財バンクの登録期間は、登録の日から本人の登録解除の希望があった日、または連合自治会長が登録者が本要綱の趣旨に合わないと認め登録解除した日までとする。

第6条 まち起こしボランティア人財バンクに登録された個人の情報については、本事業以外には使用しない。

第7条 まち起こしボランティア人財バンクに関する庶務は、あさひが丘連合自治会事務局において行う。

附則

この要綱は平成29年11月1日から施行する。